

保育園等入園に関する Q&A

1. 申込みに関すること

Q 1	申込み書類はどこに行けばもらえますか？
A 1	i プラザ3階幼稚園保育園課、各支所、ひと・ほんの庭にこっこの各窓口で配布しています。
Q 2	支所で申込み書類を提出することはできますか？
A 2	幼稚園保育園課以外での申込みは受け付けておりません。来庁することが難しい場合は、電子申請を御利用ください。ただし、市外の園を希望する場合は利用できません。
Q 3	入園の申込みはいつまでにすればよいですか？
A 3	各入園希望月によって異なります。4月入園申込みは、前年の10月頃、年度途中入園は、入園希望月の3か月前に受け付けを行います。詳細は、「保育園等入園案内」の3ページを御確認ください。なお、期間外の受け付けはできません。
Q 4	保護者の急な病気等で子どもを預けたい。受付期間を過ぎてしまったが何とかならないですか？
A 4	個別に対応します。幼稚園保育園課に御相談ください。
Q 5	申込書に希望園は何園書いた方がよいですか？
A 5	申込書の希望園記載欄は、第1希望から第5希望まで設けていますが、第1希望のみでも構いません。しかし、より多くの園を記入いただいた方が、入園できる可能性が高くなります。第6希望以上ある場合は、申込書をもう1枚使用して御記入ください。希望いただいたすべての園で入園調整を行います。確実に通園が可能な園を御記入ください。
Q 6	どのように希望園を選べばいいですか？
A 6	毎日の送迎を考えて自宅から近い園や通勤途中にある園を選ぶ方もいれば、保育方針で選ぶ方もいます。
Q 7	希望する園に必ず見学に行く必要はありますか？
A 7	必ず見学する必要はありません。しかし、各園で、保育方針や雰囲気、諸経費等の違いがあります。事前に見学し、お子様にあった園を選ぶことをおすすめします。 なお、見学を希望する場合は、保育園等へ事前に連絡の上、日程調整を行ってください。
Q 8	募集のない保育園にも申込みはできますか？
A 8	申込みできます。急な退園等により入園できる可能性があります。
Q 9	保育園と幼稚園の併願はできますか？
A 9	併願は可能です。
Q 10	現在入園申込みをされていて待機中ですが、次年度の申込みは必要ですか？
A 10	入園申込みは、年度単位で取り扱っておりますので、次年度の申込みも必要です。
Q 11	受け入れ可能な月齢は、いつから申込みができますか？
A 11	入園希望月の1日時点で、受け入れ可能な月齢を迎えている必要があります。
Q 12	出産前に申込みをすることができますか？
A 12	まだ生まれていないお子様も、出産予定日から予測しての入園申込みは可能です。 入園希望月の1日時点でお子様の月齢（出産予定日）が希望する園の受け入れ可能年齢を超えていれば、申込みが可能です。各園で受け入れ可能な年齢が異なりますので注意してください。 申請書の氏名欄は、氏+ベビーと記載してください。（例）鈴木ベビー、生年月日は出産予定日を記載
Q 13	申請書の記入を間違えた場合、どのように修正すればよいですか？
A 13	修正箇所には二重線を引き、余白に正しい情報を記入してください。修正テープや修正ペンは使用しないでください。
Q 14	きょうだいで申込みをする場合、書類は人数分必要ですか？
A 14	「認定申請書兼保育園等入園申込書」、「調査書」は、お子様ひとりにつき1枚提出してください。「お申込み確認シート」、「就労証明書」等は、きょうだいで1枚で申請が可能です。

Q15	入園申込みを行った後に勤務状況や家庭状況に変更がある場合、連絡は必要ですか？
A15	必要です。利用調整指数に影響しますので必ず連絡をお願いします。勤務状況・家庭状況に変更の予定がある場合は事前に御相談ください。 なお、内定後に申込み内容と実態が異なる場合は、内定取消しとなる場合があります。
Q16	申込みをした後に希望園の追加や変更、きょうだい区分の変更は、どのように行えばいいですか？
A16	希望園の変更手続きは、電話又は幼稚園保育園課窓口で受け付けています。希望月に応じて受付期間を定めていますので、「保育園等入園案内」3ページをご確認ください。
Q17	申込書類提出後に追加の書類を提出することはできますか？また、どこに提出すればよいですか？
A17	追加書類の提出は可能です。入園希望月の受付期間内に幼稚園保育園課へ提出してください。受付期間を過ぎて提出した場合は、次月の入園調整からの適用となります。
Q18	上の子は幼稚園に在園中ですが、下の子を保育園に申請できますか？
A18	お子様一人ひとりの保育の必要性で判断しますので、保護者の就労等の要件があれば申込みは可能です。ただし、未就学のきょうだいがいて、そのお子様が入園申込みをしない場合は、減点対象となります（幼稚園等で預かり保育を利用している場合は除く）。
Q19	下の子は別居の祖父母に預けます。上の子だけ保育園の申込みはできますか？
A19	上のお子様だけで入園申込みをすることはできます。ただし、未就学のきょうだいがいて、そのお子様が入園申込みをしない場合は、減点対象となります。
Q20	祖父母と同居していますが、保育園の申込みはできますか？
A20	保育園の申込みは可能です。ただし、65歳未満の祖父母と同居していて、祖父母の保育を必要とすることを証明する書類の提出がない場合は、減点対象となります。
Q21	磐田市に転入する予定ですが、申込みの手続きはどのようにすればよいですか？
A21	入園月の前月までに磐田市に転入予定のある方は、磐田市で受け付けます。磐田市在住の方と同様の基準で入園調整を行います（市外在住の減点なし）。ただし、入園月の前月までに磐田市に転入されなかった場合は、入園取消しとなる場合があります。なお、磐田市に転入予定であることを確認させていただきます。 【転入予定であることの確認方法】 ①一戸建て…工事請負契約書、建築確認申請書等の写し（新住所、引渡し日が確認できるもの） ②賃貸…賃貸契約書等の写し（新住所、入居日が確認できるもの） ③実家に同居…申請書の祖父母欄が同居となっているか確認
Q22	磐田市への転入の予定はありませんが、磐田市の園を申込みすることはできますか？
A22	お住まいの自治体を通じての申込みが可能です。入園調整での優先順位は磐田市在住の方が高くなります。また、翌年度の継続利用はできません。継続利用を希望する場合は、年度ごとに新規入園の申込みが必要です。
Q23	磐田市に住んでいます。市外の保育園を利用するにはどのような手続きが必要ですか？
A23	入園を希望する園がある自治体に申込み期限や必要書類等を確認の上、磐田市幼稚園保育園課に申込書を提出してください。
Q24	事情により申込みを取り止めたいときは、どうすればよいですか？
A24	幼稚園保育園課に「保育園入園申込み辞退届」を提出してください。
Q25	事情により内定した園を辞退したい場合は、どうすればよいですか？
A25	幼稚園保育園課に「保育園入園内定辞退届」を提出してください。再度入園を希望される場合は、申請書を新たに提出してください。同一年度内においては、調整点数が減点となります。 また、内定を辞退された場合、「保育園等入園保留通知書」を交付することはできません。
Q26	保留となってしまったが、どうすればよいのか？
A26	保留となってしまった場合は、現在提出いただいている申請内容で、年度末まで毎月入園調整を継続して行います。希望園等に変更がある場合は、幼稚園保育園課に御連絡ください。また、空き園を御案内いたしますので幼稚園保育園課に御相談ください。

Q27	保育園の申込みはしていないのですが、「保留通知」は発行できますか？
A27	「保育園等入園保留通知」は入園調整の結果、内定に至らず、保留となった方に発行する通知書です。内定を辞退された方や申込みをしていない方には「保育園等入園保留通知」を発行できません。また、提出された申込書の期間外についても、「保育園等入園保留通知」は発行できません。
Q28	保護者登録は、父親、母親どちらでもいいですか？
A28	どちらでもかまいませんが、保護者登録していただいた方が、保育料等の納付義務者となります。ただし、既に保育園等に在園、申込みしているきょうだいがいる場合は、保護者登録を合わせてください。

2.支給認定に関すること

Q1	保育園に入園するには月に何時間就労していればよいですか？
A1	月 64 時間以上の就労が必要です。就労時間に休憩時間を含みます。ただし、就労時間の長さにより利用調整点数は異なります。
Q2	1 か月に必要な勤務日数に決まりはありますか？
A2	勤務日数に決まりはありません。月 64 時間以上の就労が必要です。ただし、月の勤務日数により利用調整点数は異なります。
Q3	夜勤のみの仕事ですが、利用申込みはできますか？
A3	夜勤のみの仕事であっても申込みは可能です。ただし、月 64 時間以上の就労が必要です。
Q4	自営業の場合の就労証明書は、誰に証明してもらえばよいですか？
A4	<p>●株式会社、有限会社等を経営している場合 ⇒会社の代表として御自身で証明してください。</p> <p>●株式会社・有限会社以外の自営業の場合 ⇒就労証明書を御自身で記入頂き、①、②のいずれかの書類を添付してください。</p> <p>①直近の確定申告書（第一表）、開業届、営業許可証等のうち1点の写し ②直近3か月以内の主な取引が分かるもの（納品書、出荷伝票等）の写し</p> <p>※主な取引が分かるものとは、取引先が発行した納品書や請求書、又は領収書や業務委託契約書等</p>
Q5	現在、就労の内定をもらっていますが、保育を必要とすることを証明する書類は何を提出すればよいですか？
A5	就労内定先で「就労証明書」を記入していただけるのであれば採用予定として「就労証明書」を御提出ください。その場合は、就労事由での申請となります。提出できない場合は、求職活動を事由としての申請となりますので「求職活動申告書兼誓約書」を御提出ください。なお、採用予定で就労証明書を御提出いただいた場合、就労開始後再度就労証明書を提出していただく必要があります。
Q6	これから転職予定です。就労証明書は現在の勤務先又は新しい勤務先のどちらが必要ですか？
A6	利用を希望する月以降に勤務する会社の就労証明書を提出してください。
Q7	現在、仕事を始めようと考えていますが、申請できますか？
A7	これから仕事を探される場合は、求職活動を事由として申請可能です。ただし、入園調整では、すでに就労されている方が優先されます。 求職中の状態で入園ができた場合は、入園後 90 日以内に就労を開始し、就労証明書を提出していただく必要があります。期限までに提出がない場合は退園となります。
Q8	就労証明書は、同居家族全員の分が必要ですか？
A8	父母、祖父母（65 歳未満）まで必要です。叔父・叔母等の就労証明書は不要です。
Q9	就労以外を要件とする場合、何を添付すればよいですか？
A9	<p>●出産の場合・・・申立書と母子手帳の写し（表紙と出産予定日の記載部分）</p> <p>●疾病の場合・・・申立書と診断書（保育が困難なことが明記されているもの）</p> <p>●心身の障がいの場合・・・申立書と身体障害者手帳などの写し</p> <p>●介護の場合・・・申立書と介護保険証などの写し</p> <p>※詳細は「磐田市保育園等入園案内」4 ページを御確認ください。</p>
Q10	保育を必要とする事由が複数ある場合はどうすればよいですか？
A10	保育を必要とする事由が複数ある場合についても、1つの事由での認定となります。現状で保育の必要度が高い事由で申請をしてください。ただし、就労先が複数ある場合は、それぞれの就労証明書を提出すれば、合わせて認定及び入園調整をすることが可能です（勤務時間等の重複は認められません）。
Q11	仕事が決まったため、認定内容等を変更したいがどうすればよいですか？
A11	前月の 20 日までに、変更認定申請書と就労証明書を提出してください。

3.入園調整（利用調整）に関すること

Q1	入園調整はどのように行うのですか？
A1	「利用調整指数表」に基づき「基本点数」と「調整点数」を合算した「利用調整点数」の高い順に選考を行います。「利用調整点数」が同点の場合、希望順位を考慮した上で、優先順位の判定項目で判断します。
Q2	申請すれば、必ず入園できますか？
A2	必ず入園ができるものではありません。申込み数や保育士の配置状況などを確認したうえで入園調整を行います。調整の結果保留となる場合があります。
Q3	入園は先着順ですか？
A3	入園は先着順ではありません。保護者が保育できない状況などに応じて点数化し、入園を決定していきます。早く提出しても選考上有利になることはありません。不備なく書類をそろえていただき、受付期間内に提出してください。
Q4	1園だけの希望の場合、優先されますか？
A4	1園だけを希望することにより優先することはありません。
Q5	パートや派遣社員での就労の場合、正社員と比べて優先順位は下がりますか？
A5	雇用形態によって優先順位が下がることはありません。1か月の就労時間・就労日数に応じて利用調整点数を付け決定します。
Q6	保育士として就労していれば、全て加点対象となりますか？
A6	特定教育・保育施設（市町村の確認を受けた教育・保育施設）に勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭が加点対象となります。認可外保育施設等、対象外となる施設があります。また、勤務地及び1か月あたりの就労時間により、加点が異なります。
Q7	育児休業からの職場復帰後は育児短時間勤務の利用を考えています。育児休業取得前と職場復帰後、どちらの勤務時間での入園調整となりますか？
A7	雇用契約上の勤務時間にて入園調整を行います。育児短時間勤務時間が決まっている場合は就労証明書の「育児のための短時間勤務制度利用有無」欄に記入してください。
Q8	きょうだい申請をした場合、別々の施設になってしまうことはありますか？
A8	きょうだい申請の内容によっては別々の施設に内定となる場合があります。「調査書」裏面に「きょうだいで申請する場合」の利用希望を選択する箇所がありますので、家庭の状況に応じて選択してください。
Q9	希望順位が下位の施設に内定しました。第1希望の施設に空きができたなら移ることができますか？
A9	一度内定した場合、現在提出していただいている書類は入園調整上、無効となります。第1希望の施設を希望される場合には、翌月以降に転園希望届を提出してください。

4.入園後に関すること

Q1	慣らし保育の期間はどれくらいですか？
A1	園やお子様によって異なりますが、入園初日から概ね2週間程度です。保育園等に無理なくなじめるよう、短い時間から徐々に通常の保育に慣らして行きます。この期間中は、早めのお迎えが必要となります。
Q2	保護者が退職しました。いつまでに次の就労先を決めればよいですか？
A2	退職後すぐに「求職活動申告書兼誓約書」を提出してください。退職日から90日以内に次の勤務先で就労を開始し、就労証明書を提出してください。求職活動をしない場合は、退職した月の月末で退園となります。
Q3	保護者が採用予定で入園した場合、就労証明書の提出は必要ですか？
A3	「採用予定」で入園した方は、入園月内に「採用」の就労証明を提出してください。提出しない場合は、入園月の月末で退園となることがあります。
Q4	下の子の出産で育児休業を取ります。上の子は退園しないといけませんか？
A4	産前産後休業、育児休業取得前の勤務先に復帰する場合に限り、退園せず継続して利用できます。出産後に「育児休業取得証明書」を園に提出してください。
Q5	両親ともに育休を取ります。退園になりますか？
A5	育児休業取得前の勤務先に復帰する場合に限り、退園せず継続して利用できます。出産後に「育児休業取得証明書」を園に提出してください。
Q6	上の子が在園中です。下の子の出産に際し、育児休業がないため仕事を退職しました。上の子は、退園となりますか？
A6	出産予定月の前後2か月間は出産の要件で保育園の在園を認めます。妊娠、出産の期間が終了した後、退園となります。
Q7	在園中に、祖父母（65歳未満）が仕事を辞めてしまいました。保育園は退園になりますか？
A7	両親の就労状況により保育の必要性の有無を判断していますので、祖父母が仕事を辞めて家にいる場合でも退園になることはありません。
Q8	入園後、他の保育園に転園できますか？
A8	「転園希望届」を現在通園中の園又は幼稚園保育園課に提出してください。なお、転園を希望する場合の利用調整点数は、基本点数に0.8を乗じた点数（小数点以下四捨五入）となり、新規入園のお子様を優先して入園調整します。
Q9	転園の決定を取り消すことはできますか？
A9	転園によって空いた枠に入園する方がいますので、前の園に戻ることはできません。
Q10	月の途中で磐田市外に転出します。その日で退園になりますか？
A10	転出した月の末日まで通園可能です。なお、その後も継続通園を希望する場合は、転出先の自治体で手続きを行えば、年度末まで利用していただくことが可能です。ただし、育児休業中や住所異動に伴う退職など継続通園の対象とならない場合がありますので、事前に幼稚園保育園課に相談してください。

5.保育料・副食費（免除判定）に関すること

Q 1	保育料等はどのように決まりますか？
A 1	保育料は、該当児童の保護者（父母等）の市民税所得割額の合計で算定します。保護者（父母等）ともに市民税が非課税の場合は、同居の祖父母の市民税所得割額の合計で算定します。
Q 2	確定申告をしました。住宅取得控除等は控除前の額で保育料が算定されますか？控除後の額ですか？
A 2	保育料の算定では、配当控除、外国税額控除、住宅取得（等）特別控除、住宅耐震改修特別控除、配当割、株譲渡割及び寄附金控除が控除前の金額になります。
Q 3	保育料はどのように支払いますか？
A 3	公立保育園、公立こども園、私立保育園は、幼稚園保育園課で徴収します。私立こども園、地域型保育施設は各園での徴収となります。
Q 4	公立と私立の保育園等で保育料は異なりますか？
A 4	保育料は公立でも私立でも変わりません。ただし、私立保育園では延長保育を利用した場合、各園の基準に基づく料金が掛かります。また、園によっては父母会費や制服代などの実費負担金等がかかる場合がありますので、別途必要となる費用の詳細は各園にお問い合わせください。
Q 5	きょうだいで入園した場合、保育料はどうなりますか？
A 5	きょうだい入園の場合、1人目のお子様は全額、2人目のお子様は半額、3人目以降のお子様は無料となります。無償化により1人目のお子様が無料となった場合でも、2人目以降の計算方法に変更はありません。保育料の詳細は、「磐田市保育料表」をご覧ください。
Q 6	3歳の誕生日を迎えましたが、無償化の対象になりますか？
A 6	なりません。無償化の対象となるのは、4月1日時点のクラス年齢が、3歳児から5歳児です。
Q 7	無償化対象の場合、まったくお金はかからなくなるのですか？
A 7	無償化の対象となるのは、保育料です。実費として徴収されている通園送迎費、給食費や行事費などは無償化の対象外ですので、お支払いいただく必要があります。
Q 8	公立と私立で給食費は違いますか？
A 8	公立園は、5,000円です（主食費500円＋副食費4,500円）。私立園は、園によって異なりますので、各園にお問い合わせください。

6. 育児休業に関すること

Q1	育児休業中ですが入園申込みをすることはできますか？
A1	育児休業中は児童の新規入園はできませんが、「入園希望月が育児休業を終了する月」となっていれば入園申込みができます。また、入園後に育児休業を切り上げて職場復帰することを前提に、入園希望月が育休期限より前の時期であっても入園申込みができます。就労証明書の備考欄の「入園月内に復職可能」にチェックし、必ず入園月に復職してください。 また、育児休業後は就労証明書に記載されている勤務条件で復職してください。
Q2	育児休業中に入園が決まったがいつまでに復職すればよいですか？
A2	入園月中に復職し、「復職証明書」を提出してください。
Q3	育児休業終了日が月の途中の場合、いつから入園申込みできますか？
A3	当月1日からになります。 (例) 4月10日まで育児休業 → 4月1日からの入園申込みが出来ます。
Q4	育児休業復帰日が月末の土・日曜日だった場合、当月の申込みはできますか？
A4	育児休業からの復帰日が週休日又は有休等で当月に1日も出勤しない場合、復帰とはみなしませんので、当月の申込みはできません。ただし、育休復帰日の土・日曜日が勤務日であり出勤する場合は、申込みできます。
Q5	上の子が保育園に在園中です。下の子の育児休業明けに入園申込みをする際に「直ちに復帰を希望していない」とすることは可能ですか？
A5	育児休業前の勤務先に復帰することを条件に保育園の継続利用を認めていることから、育児休業延長を目的とした申請は不可としています。調査書の【育児休業から復帰予定で申請する場合】のチェックは選択不要です。
Q6	「直ちに復帰を希望していない」(利用調整点-20点)で申込みをしたが、入園希望(通常の利用調整点)に変更したい。どのような手続きが必要ですか？
A6	変更を希望する月の受付期間内に幼稚園保育園課に御連絡ください。
Q7	保育園の内定が出ましたが、育児休業の延長を希望するので「保留通知」が必要です。内定を辞退しても「保留通知」は発行されますか？
A7	「保留通知」は入園調整の結果、内定に至らず、保留となった方に発行する通知書です。内定を辞退された方や申込みをしていない方には「保留通知」を発行することはできません。また、提出された申込書の有効期間外についても、「保留通知」は発行することができません。
Q8	育児休業給付金を延長するためにはどのような手続きが必要になりますか？
A8	育児休業給付金の延長方法につきましては、勤務先の担当者又はハローワークへお問い合わせください。
Q9	育児休業を延長するにあたり、利用開始希望月の翌月以降も待機していることを証明する書類を発行してもらうことはできますか？
A9	入園希望月の翌月以降も待機となっている場合、「保育園等入園保留通知」を発行できます。幼稚園保育園課に御連絡ください。御自宅へ郵送します。
Q10	育児休業を証明する指定の様式はありますか？
A10	「育児休業取得証明書」があります。なお、「就労証明書」に育児休業期間の記入があれば指定の様式での提出は不要です。ただし、育児休業期間を変更する場合は、別途提出をお願いします。